

別紙様式 1 (別紙)

令和 4 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	福祉保健部障害福祉課
包括外部 監査人の 指摘事項	指摘事項 1 0 (項目) 閉館時間の変更申請漏れ (指摘内容) 当施設は、富山市障害者福祉プラザ条例で開館時間が21時までと定められているが、指定管理者は施設の利用状況を踏まえて月曜日、日曜日、祝日の開館時間を17時までに短縮していた。なお、条例第4条の2では、「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更することができる」とされているが、指定管理者は承認申請を行っていなかった。 施設所管課においては、条例に定める開館時間を変更する場合は、事前に市長の承認を得るよう指定管理者に指導する必要がある。 なお、昨今は電気料やガス代の高騰で施設管理費が上昇している。また、働き方改革や人手不足により夜間に施設を稼働させる負担が大きくなってきている。そのため、利用が少ない時間帯に公の施設を開館しておく必要性については、市の財政負担等も考慮しながら慎重に検討をする必要がある。
措置状況	富山市障害者福祉プラザ条例で規定している開館時間と、実際の運用における齟齬については、令和 5 年度に条例改正を実施し、実態との齟齬がなくなるように整備を行った。 また、条例に定める開館時間の変更の際には、事前に市長へ承認を得るよう指導を行っており、今後も継続して適正な施設管理を行うよう指導していく。

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。